

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-②)

政策 ^(※1) 名	政策2: 行政評価等による行政制度・運営の改善						担当部局課室名	行政評価局総務課 他2課	作成責任者名	行政評価局総務課長 大槻 大輔	
政策の概要	<p>政府内において施策や事業の担当府省とは異なる立場から、次の活動を行う。</p> <p>【行政評価局調査】各府省の政策効果や業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、政策や制度・業務運営の見直し、改善方針について勧告等を行う。</p> <p>【政策評価の推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政策評価の質及び実効性の一層の向上を図る。</p> <p>【行政相談】国民の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関にあっせん・通知を行うことにより、個々の苦情の解決や行政の制度・運営の改善を図る。</p>								分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	<p>【最終アウトカム】: 国民に信頼される質の高い行政の実現がされること</p> <p>【中間アウトカム】: 以下の三つの機能を通じて、内閣の重要課題や各府省の行政上の課題の解決が促進されること</p> <p>①行政評価局調査の結果に基づき改善方針が提示されることで、行政制度・運営の見直し・改善が推進されること</p> <p>②政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が推進され、国民への説明責任が果たされること</p> <p>③行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善が推進されること</p>						政策評価実施予定時期	令和5年8月			
施策目標		測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
施策手段				基準年度			年度ごとの実績(値) ^(※2)				
					令和元年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
		<p>全国規模の調査に基づく勧告等について、フォローアップ時点での改善措置率^(※)</p> <p><アウトカム指標></p> <p>① 該当年度にフォローアップ(複数回フォローアップを行うこととしている場合、最後のフォローアップ)を実施した調査について、調査ごとに「フォローアップ時点での改善措置件数/勧告等における指摘事項数」を算出、②年度ごとに①の結果の平均値を算出、③過去3年間の平均値を「改善措置率」として算出</p>		<p>96.3%</p> <p>(過去3年間の改善措置率(平成29年度98.9%、30年度95.5%、令和元年度94.4%の平均値))</p>	基準値以上かつ前年度実績以上	令和4年度	<p>過去3年間の改善措置率の平均値以上かつ基準値(96.3%)以上</p>	<p>過去3年間の改善措置率の平均値以上かつ基準値(96.3%)以上</p>	<p>過去3年間の改善措置率の平均値以上かつ基準値(96.3%)以上</p>	<p>国の行政の質を向上させ、行政に対する国民からの信頼を確保するためには、行政評価局調査の結果行なった勧告等に対する各府省の改善措置により、実際の行政上の課題・問題点が解消されることが重要であることから、本指標を設定した。</p> <p>調査結果に係る各府省の改善措置状況については、調査結果の公表時に、内容に応じて、原則1年から2年後までの間で特定した時点でフォローアップを行うこととしている。設定する目標としては、フォローアップ(複数回フォローアップを行うこととしている場合、最後のフォローアップ)において、勧告の指摘事項のうち、改善措置が採られたものの割合が、過去3年間の改善措置率の平均値以上かつ基準値以上となることとした。</p> <p>なお、フォローアップは勧告等の1～2年後に行うものであるため、単年度の改善措置率を指標に用いるのではなく、過去3年間の改善措置率の平均値を用いることとしている。</p>	

<p>各府省の業務の実施状況について、課題や問題点等を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方策を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること</p>	<p>行政評価局調査の効果的な実施</p>	<p>②</p>	<p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表できたか。 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>—</p>	<p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表できたか。</p>	<p>—</p>	<p>令和4年度</p> <p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表</p> <p>【令和2年度に着手した調査について】 ・コンパクト調査かつ機動的な調査として、①「政府電子調達システムの利便性向上に関する実態調査」、②「国の資格の更新等に伴う講習・研修等の見直しに関する実態調査」、③「国立大学への入学時における保証人契約の適正化に関する実態調査」を実施・公表した。①及び②はコロナ禍において進むデジタル化について現場の実情を調査したものであり、③は行政相談を端緒に全国的に調査したものの。 また、調査開始から①は約3か月、②は約2か月、③は約3週間で、行政評価局レポートとして速やかに公表した。 そのほか、②については、令和2年12月22日開催の規制改革推進会議で決定された「当面の規制改革の実施事項」において、「各府省は、総務省行政評価局の実態調査の結果も踏まえ、法令に基づく講習等について、オンライン化に取り組む」こととされていることを踏まえ、その後の対応状況等についての調査(「国の資格の更新等に伴う講習・研修等の見直しに関する実態調査—その後の対応状況を中心として—」)を令和3年3月から実施した。</p> <p>・コンパクト調査として、「都道府県指定文化財(美術工芸品)の保護・承継に関する行政評価・監視」を実施・公表した。 本調査は、問題意識を絞った調査とすることにより、調査開始から約9か月で公表した。</p> <p>・上記のほか、コンパクト調査かつ機動的な調査を2件、コンパクト調査を5件、令和2年度から実施した。</p> <p>【令和元年度に着手した調査について】 ・コンパクト調査かつ機動的な調査として、令和元年9月から実施していた「緊急自動車等におけるETC活用等に係る実態調査」を令和2年6月に行政評価局レポートとして公表した。</p> <p>・コンパクト調査かつ機動的な調査として、令和元年12月から実施していた「学校施設の長寿命化計画の策定に関する実態調査」については、関係するデータや事例の整理、分析に時間を要したことから、令和2年12月の公表となった。</p>	<p>令和3年度</p> <p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表</p> <p>【令和3年度に着手した調査について】 ・コンパクト調査として、「農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視」を実施・公表した。本件では、調査の途上において、速やかに対処すべき事項が認められたため、調査開始から約1か月で第一報の公表を行った。その後、約7か月で全体の調査結果について公表した。</p> <p>・上記のほか、コンパクト調査及び機動的な調査を5件、令和3年度から実施している。</p> <p>【令和2年度に着手した調査について】 ・コンパクト調査かつ機動的な調査として、令和2年11月から実施していた「国の行政機関における情報セキュリティ対策に関する実態調査—職員の情報セキュリティ教育の取組状況—」については、3年5月に公表した。</p> <p>・コンパクト調査かつ機動的な調査として、令和3年3月から実施していた「国の資格の更新等に伴う講習・研修等の見直しに関する実態調査—その後の対応状況を中心として—」については、同年6月に公表した。</p> <p>・コンパクト調査として令和2年9月から実施していた「木質バイオマス発電をめぐる木材の需給状況に関する実態調査」については、3年7月に公表した。</p> <p>・令和3年度に結果公表した調査のうち、コンパクト調査又は機動的な調査として実施していた以下の5件が、追加調査の実施や調査結果の取りまとめ等に時間を要したため、調査開始から公表まで1年を超過した。 ①第4種踏切道の安全確保に関する実態調査(令和2年4月開始、3年11月公表)、②建設残土対策に関する実態調査(令和2年1月開始、3年12月公表)、③地域公共交通の確保等に関する実態調査(令和元年12月開始、4年1月公表)、④涉外戸籍事務の適正・円滑な処理に関する行政評価・監視—外国人の婚姻届を中心として—(令和2年11月開始、4年1月公表)、⑤災害廃棄物対策に関する行政評価・監視(令和3年1月開始、4年2月公表) ただし、④については、管区行政評価局で受け付けた行政相談を踏まえ、迅速な解決を図るため、全体の調査結果の公表に先んじて、令和3年11月に第一報を公表した。</p>	<p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表</p> <p>—</p>	<p>国の行政の質を向上させ、行政に対する国民からの信頼を確保するためには、おおむね1年の調査期間で実施する従来型の調査のほか、必要に応じてコンパクト調査又は機動的な調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表することが必要であることから、本指標を設定した。 なお、令和4年度においては、適時・適切な調査の実施をさらに進める観点から「行政評価等プログラム」において当該年度の実施テーマを決定せず、随時決定することとしている。</p> <p>本指標の参考指標として、以下を設定した。</p> <p>【参考指標】 ・コンパクト調査(調査予定期間が1年未満であり、1年未満で調査が終了した調査)及び機動的な調査(「行政評価等プログラム」において実施することとされているテーマ以外の調査)の実施件数(当該年度に調査結果を公表したもの) ＜令和2年度:5件＞ ＜令和3年度:4件＞</p>
--	-----------------------	----------	--	----------	---	----------	---	--	---	---

<p>政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が実現されるとともに、国民への説明責任が果たされるようになること</p>	<p>政策評価審議会政策評価制度部会(以下「制度部会」という。)や行政評価局アドバイザーの知見を活用した以下の取組 ・ガイドラインの見直し等 ・各行政機関が行った政策評価の点検(規制、公共事業、租税特別措置等) ・政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の実施 ・諸外国の政策評価制度に係る調査・研究 ・政策評価担当者等に対する研修の実施 ・政策評価各府省連絡会議等の開催 等</p>	<p>③ 政策評価の質及び実効性の向上 <アウトカム指標> <参考指標> ・各年度の点検件数 ・指摘件数の割合又はフォローアップで把握した指摘の改善件数の割合 ・研修の参加者数</p>	<p>令和元年度の政策評価の実施状況</p>	<p>令和元年度</p>	<p>点検等の実施による政策評価の質及び実効性の向上</p>	<p>令和4年度</p>	<p>【目標管理型政策評価】 「実証的共同研究の成果と今後の取組について」(R2.5.8制度部会資料)を踏まえた実証的共同研究を実施</p> <p>【規制評価】 ・「令和2年度の規制評価の点検方針」(令和2年3月)を踏まえた点検を実施</p> <p>【公共事業評価】 ・令和2年度点検方針を踏まえた点検を実施</p> <p>【租税特別措置等に係る評価】 ・令和2年度点検方針を踏まえた点検を実施</p> <p>【研修】 ・全国10か所での研修、e-ラーニングを実施</p>	<p>【目標管理型政策評価】 「実証的共同研究の成果と今後の取組について」(R2.5.8制度部会資料)を踏まえた実証的共同研究を実施</p> <p>【規制評価】 ・令和3年度点検方針を踏まえた点検を実施</p> <p>【公共事業評価】 ・各行政機関の評価情報の収集・提供や今後の在り方の検討等を実施</p> <p>【租税特別措置等に係る評価】 ・令和3年度点検方針を踏まえた点検を実施</p> <p>【研修】 ・e-ラーニングを充実化するとともに、これを含めた研修を実施</p>	<p>【目標管理型政策評価】 「実証的共同研究の成果と今後の取組について」(R2.5.8制度部会資料)を踏まえた実証的共同研究を実施</p> <p>【規制評価】 ・令和4年度点検方針を踏まえた点検を実施</p> <p>【公共事業評価】 ・令和3年度の検討結果等を踏まえ、公共事業評価に係る実態把握等や点検を実施</p> <p>【租税特別措置等に係る評価】 ・令和4年度点検方針を踏まえた点検を実施</p> <p>【研修】 ・充実させたe-ラーニングを含めた研修の実施</p> <p>また、令和2～4年度の実証的共同研究、点検、研修の在り方について総括を実施</p>	<p>行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)の第1条(目的)においては、「(前略)政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と定められている。</p> <p>この目的を達成するためには、政策評価の質及び実効性を高めていくことが必要であるため、これを指標として設定した。当該指標については、定量的に把握することが困難であるが、目標の達成状況を把握する上で参考となる、各府省の政策評価の取組状況等について参考指標を設定した。年度ごとの目標については、各行政機関の政策評価が客観的で適正なものになるよう、政策評価の点検を実施することを目標として設定した。なお、公共事業評価に係る点検については、令和3年度においては、これまでに主要な事業区分を一巡したことから、作業の合理化という観点も踏まえ、令和3年度は、各行政機関の評価情報の収集・提供や、今後の在り方の検討等を行うが、横断的な点検は行わないこととする。令和4年度においては、令和3年度における公共事業評価ワーキング・グループでの議論も踏まえ、引き続き公共事業評価に係る実態把握等を行うとともに、行政機関が実施した公共事業評価の客観性を担保するため、例えば、同ワーキング・グループ等有識者の知見を活用するなどし、①国民の関心の高い事業について評価が行われた場合や、②評価マニュアルの改定等により、これまでに点検していない新たな評価手法による評価が行われたような場合などを中心にチェックを行い、必要があれば改善を求めることとする。</p> <p>また、総務省では、政策評価の質の向上のため、各府省及び学識経験者とともに「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」を実施し、関係府省の政策改善を支援するとともに、得られた知見を共有することにより、各府省におけるEBPMの実践を後押ししているところである。政策プロセスにおけるEBPMの一層の浸透・定着を図るため、引き続き実施することを目標として設定した。</p> <p>政策評価の質及び実効性を高めていくためには、政策評価に関する理解と専門的知識の向上等が欠かせない。これを企図し、毎年度、各府省の評価担当者(出先機関含む。)等を対象として、研修を実施しているところである。令和2年度は、できるだけ多くの担当者に参加してもらうことを企図して、少なくとも全国10か所(東京、管区行政評価局、四国行政評価支局及び沖縄行政評価事務所)で開催するとともに、e-ラーニングを実施することとしている。また、令和3年度以降において、現下の情勢も踏まえ、e-ラーニングの充実も図りつつ、研修全体の在り方を検討・実施することとした。</p> <p>また、令和5年度以降の取組改善のため、令和4年度において、令和2年度から4年度までの取組について総括を実施することとしている。</p> <p>【関係法令等】 ・行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第1条等 ・総務省設置法(平成11年法律第91号)第3条、第4条第1項第10号等 ・政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定) ・規制に係る政策評価の改善方策(平成29年3月6日政策評価審議会政策評価制度部会) ・目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等(平成30年3月2日政策評価審議会政策評価制度部会) ・公共事業に係る政策評価の改善方策(平成30年3月2日政策評価審議会政策評価制度部会) ・統計改革推進会議最終取りまとめ(平成29年5月19日統計改革推進会議) ・政策評価制度に関する決議(平成27年7月8日参議院本会議)</p>
---	--	---	------------------------	--------------	--------------------------------	--------------	---	--	---	---

							<p>【租税特別措置等に係る評価】 <点検件数>42件 <指摘件数の割合>100%(点検した評価書数:42件、うち指摘した評価書数42件) <主な指摘> ・達成目標と効果に関する分析・説明が不十分 ※点検過程で各行政機関に補足説明を求め、分析・説明の内容の改善を実現</p> <p>【研修】 <研修> ・全国10か所で実施(オンライン形式) ・参加(登録)者数:1,430人 <e-ラーニング> ・令和2年10月から同3年2月まで実施 ・参加(登録)者数:792人</p> <p>【その他】 ・政策評価審議会において、政策評価の改善を含む提言を取りまとめた(令和3年3月17日)</p>	<p>【租特特別措置等に係る評価】 <点検件数>30件 <指摘件数の割合>100%(点検した評価書数:30件、うち指摘した評価書数30件) <主な指摘> ・達成目標と措置のつながりの説明が不十分 ※点検過程で各行政機関に補足説明を求め、分析・説明の内容について一定程度の改善を実現</p> <p>【研修】 <研修> ・講義型研修は、地域ごとに開催していた研修を本省の研修に統合して、オンライン形式で開催(参加(登録)者数:1,430人) ・演習型研修(規制の政策評価)は実開催及びオンライン開催を各1回実施(参加者数計:44人) <e-ラーニング> ・令和3年度は通年(令和3年4月から4年2月まで)で実施(参加(登録)者数:741人)</p>		
行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	行政相談委員と協働する等して行政に対する国民の相談案件を吸い上げること	4	行政相談の総受付件数 <アウトカム指標>	163,689件	令和元年度	16.5万件以上	令和4年度	16.5万件以上	16.5万件以上	行政制度・運営の見直し・改善を推進するためには、全国に配置された5千人の行政相談委員との協働を充実させ、国民による行政相談の利用促進を図り、行政に対する国民の相談案件をできるだけ吸い上げることが不可欠であることから、その成果を測定する指標として最も適切と考えられる、行政相談の総受付件数を設定した。 目標値については、過去の実績と次期中期目標期間における推計値(※)を踏まえ設定した。 (※)ピーク時以降のトレンド(平成4年度:233,334件⇒令和元年度:163,689件)で試算すると、次の3年間(令和2～4年度)の総受付件数は、162,192件～167,207件と推計される。
	受け付けた苦情等について、必要なあっせん等を実施すること	⑤	苦情あっせん解決率 <アウトカム指標>	94.7% (あっせん等を実施した件数:514件、うち解決が図られた件数:487件)	令和元年度	95.0%以上	令和4年度	95.0%以上	95.0%以上	行政相談制度は、国の行政に関する苦情の申出等に応じ、必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるものである。この行政相談制度の目的を踏まえ、あっせんにより各府省において具体的な対応が行われ、どれだけの苦情が解決されたかを示すあっせん解決率が、最も適切と考えられることから測定指標として設定した。 目標値(95%以上)については、既に高い水準を達成(平成29年度には97.2%)していることから、引き続き、これを維持する趣旨で設定した。 なお、あっせんには、必要に応じ行政苦情救済推進会議に付議した上で行うものや、行政相談委員法第4条に基づいて行政相談委員から提出された意見(※)を契機として行うものもあることから、これらを参考指標として設定した。
									【参考指標】 ・行政苦情救済推進会議の審議に基づくあっせん件数 <令和2年度:13件> <令和3年度:7件> ・行政相談委員法第4条に基づく意見を契機としたあっせん等件数 <令和2年度:3件> <令和3年度:1件> (※)行政相談委員法第4条に基づく意見:行政相談委員が、総務大臣に対して、日常の行政相談業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることができるというもの	
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等			令和4年度行政事業 レビュー-事業番号	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度						
(1)	行政評価等実施事業(総務本省) (昭和27年度)	※5			1～5	※5			0002	
(2)	行政評価等実施事業(管区行政評価局) (昭和27年度)	※5			1～5	※5			0003	
(3)	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年)	-			1～3	行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにする。				
(4)	行政相談委員法(昭和41年)	-			4、5	国民の行政に関する苦情の解決の促進に資するため、苦情の相談に関する業務の委嘱について必要な事項を定め、もって行政の民主的な運営に寄与する。				
政策の予算額・執行額 (※3)		1,017百万円 (707百万円)	1,031百万円 (749百万円)	946百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)			施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
								経済財政運営と改革の基本方針2022	令和4年 6月7日	第2章1.(5)デジタルトランスフォーメーション(DX)への投資 第4章1. 中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営
								デジタル社会の実現に向けた重点計画	令和4年 6月7日	第5 1.(2)⑩デジタル時代にふさわしい政府への転換

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照